## 監事監査報告書

令和3年5月11日

## 学校法人 佑愛学園

理事会御中

評議員会 御 中



私たち監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人佑愛学園 寄附行為第16条の規程に従い、学校法人佑愛学園の令和2年度(令和2年4月1日から令和 3年3月31日まで)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況につい て監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取 し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人から会計監査の報告及び説明を受 け、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表)並びに財産目録につ いて確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人佑愛学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われ ており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若し くは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類等は、会計帳簿 の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上